

(書 式 3 - 1 - 4)

受遺者の遺贈義務者に対する遺贈の放棄
の通知書

遺贈放棄書

本 籍 ○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 番 地
最後の住所 ○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 番 ○ 号
遺言者 亡 ○ ○ ○ ○
平成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日 死亡

上記遺言者の平成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日付自
筆証書遺言による私に対する下記不動産の遺
贈は、これを放棄いたします。

記

所在 ○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町
地番 ○ 番 ○
地目 宅地
地積 ○ ○ . ○ ○ 平方メートル

平成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日

○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 番 ○ 号

○ ○ ○ ○
○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 番 ○ 号
○ ○ ○ ○ 殿



解 説

(受遺者の遺贈義務者に対する遺贈の放棄の通知書)

遺贈を受けた者は、遺言者の死亡後、いつでも、遺贈の放棄をすることができる（民法第986条）。

放棄がなされれば、遺言者の死亡の時にさかのぼって放棄の効力を生ずる。



* 遺産分割の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/partition-estate/> をご覧下さい。弁護士法人朝日中央綜合法律事務所